

令和3年度佐賀県最低賃金額改定に関する要請

～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

去る7月14日、中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する審議が実質的に結審し、全国加重平均額では28円、3.1%の大幅な引上げとなった。

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い今年度については、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の経済3団体は、「現行水準を維持」することを強く主張してきた。

東京で4回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、先が見通せない経済情勢の中、昭和53年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではない。二極化した経済情勢の中、中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。

特に、佐賀県内の中小企業・小規模事業者は、昨年来のコロナ禍が未だ収束も見えない中で、売上の減少や借入金が増加傾向にあるなど厳しい経営状況が続いている。このタイミングで、一律に強制力を持って適用される最低賃金が引き上げになれば、多くの経営者の心が折れ、更に廃業が増加し、雇用に深刻な影響を及ぼし、地域経済の衰退を招くことにつながらないか強く懸念する。

中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。

佐賀地方最低賃金審議会では、示された目安を安易に追認することなく、この経済状況の中、最低賃金を引き上げるタイミングなのかなど、中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを強く要請する。

令和3年8月4日

佐賀県商工会議所
会長 陣内 芳博

佐賀県商工会連合会
会長 峰 英太郎

佐賀県中小企業団体中央会
会長 内田 健

佐賀県経営者協会
会長 戸上 信